

Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所 / 弁護士法人 苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

砺波曳山祭り
— 子供歌舞伎 ……1

【苗村法律事務所のファイルより】
民事再生手続における
ファイナンス・リース契約の取扱い
……1 ~ 3

【最近の判例から】
「餅」の特許権に基づく
侵害差止等請求事件
……3 ~ 4

苗村法律事務所主催
セミナーのご案内

【事務局から】
事務所旅行
～カンボジア～
……4



砺波曳山祭り — 子供歌舞伎

GWに、砺波チューリップ祭りに行ってきました。駐車場から会場まで少し距離があり、ふと立ち寄った曳山会館で、翌日、会館に飾られている3基の曳山が街に繰り出して、練り歩き、それぞれの山で子供歌舞伎が演じられる曳山祭りがあると教えてもらいました。その日は祭りの前日なので、夕方から街に出された曳山で総稽古があるとのこと、チューリップ祭りを堪能した後、その総稽古を見に出かけました。曳山の高さは6メートルにも及ぶようですが、演台は5メートル四方ほどでしょうか。

曳山の前に階段が取り付けられ、そこも一体としての舞台とされています。地元の皆さん数十人と観光客の私達にもパイプ椅子を出していただき、総稽古が始まりました。私達が見た演目は、仮名手本忠臣蔵から3段目「裏門」の場。お軽との逢引をしていて主君判官の一大事に間に合わなかった勘平は足利家裏門に回りますが、高野師直の家来伴内と花四天に邪魔されて入れない。切腹してわびようとする勘平に、お軽は、短気を起こさず、まずはお軽の実家に落ちのびようと掻き口説きます。小学6年のお嬢さん演じるりりしい勘平、同3年生の男の子のそれはそれは可愛いお軽、男の理屈、女の情とその機微を十分に伝えてくれています。お軽との道行きに同意した勘平と対峙するのは、4年生の男の子演じる伴内と花四天、子供達は道化役と大太刀回りを見事に演じ、勘平

の格好良さを盛り立てます。観客は、やんやの拍手です。

砺波出町子供歌舞伎曳山会館のHP (<http://tonami-cci.jp/hikiyama/index.html>) には、1700年代の後半には曳山が建てられたこと、最初は浄瑠璃が演じられ、1800年代後半には歌舞伎に変わったこと、太平洋戦争の中断後に復活し、ずっと継承されていることなどが綴られています。

曳山が繰り出す祭りは京都の祇園祭、高山の曳山祭りなど全国にあります。子供歌舞伎が演台で演じられるものは、滋賀の長浜、米原、石川の小松、富山の砺波、岐阜の垂井、揖斐川の6都市だけに伝わっているようで、その由来も調べてみたいものです。

総稽古が終わり、長唄を唄っていた関係者にお礼を言ってその場を離れました。この子供達は春休みを丸々つぶして練習し、晴れの舞台で古い言葉、所作を用いて歌舞伎を演じ、何を得的のでしょうか。彼らは、体に染み付いたものとして、この伝統文化を受け継いでいくのだろーと思えます。毎年このお祭りを開催する地元の皆さんの心意気を感じ入るとともに、今もこのような伝統が受け継がれている日本の底力に、明るい希望を感じ取る事ができた次第です。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

本年も「スーパークールピズ」
実施しております!

苗村法律事務所のファイルより

民事再生手続におけるファイナンス・リース契約の取扱い

I はじめに

中小企業金融円滑化法が施行された平成21年度以降、企業倒産件数は減少傾向にあり、今年も6年ぶりに企業倒産件数(負債

総額1,000万円以上)が1万3,000件を割り込みました。

しかしながら、慢性的な円高や電力不足など、中小企業、とりわけ製造業を取り巻く経

営環境は依然として厳しい状況です。中小企業金融円滑化法が期限切れを迎える平成25年度以降、再建型も含めた法的倒産処理手続を選択する企業数は増加するものと見込ま

れます。

ところで、再建型の倒産処理手続である民事再生手続においても、債権者であるリース会社から、債務の全額弁済やリース物件の即時引揚げなど、強硬な主張がなされることがあります。これらの要求を受け入れていると、ただでさえ経済的に窮境にある再生債務者^{※1}は、事業の継続のために必要な資金や設備を失い、事業再生が困難になります。また、再生債務者の事業再生を支援するスポンサーの立場からも、リース債権者への対応の巧拙は、抛出金の額に直結し、場合によっては支援自体の可否をも左右するものとなります。

したがって、民事再生手続を利用した事業再生を成功させるためには、リース債権者に対し、法律に従い適切に対応することが非常に重要になります。

そこで、今回は、問題点の多いファイナンス・リース契約の民事再生手続における取扱いについて、基本的な事項を整理したいと思います（以下では、民事再生法を「法」といいます）。

II リース債権の性質

リース物件のユーザーが民事再生手続開始決定を受けると、一部のリース債権者から、「リース債権は共益債権^{※2}だから、全額支払ってもらいたい」との主張がなされることがあります。

こうした主張は、リース契約が賃貸借類似の契約であり、双方未履行双務契約^{※3}にあたることの理解を前提に、開始決定時以降も再生債務者がリース物件を使用し続けていることをもって履行選択したと捉え、開始決定時以降に発生した反対債権が共益債権になると主張しているものと理解できます。実際、かつての東京地裁では、リース契約を双方未履行双務契約として扱い、リース債権を共

益債権とする運用もなされていたようです。

しかし、ファイナンス・リース契約において、ユーザーは、契約により定められた範囲のリース物件の利用価値^{※4}を全て使い切ることが予定されており、中途解約は認められていないのですから、リース契約が締結された時点で、リース料債権は全額発生しており、月々のリース料の支払いとリース物件の使用は対価関係に立ちません。したがって、リース契約は双方未履行双務契約にはあらず、リース料債権は再生債権^{※5}となります。この趣旨は、会社更生に関する判例^{※6}でまず示され、その後、平成20年には、民事再生に関する判例^{※7}でも、リース契約が双方未履行双務契約とならないことを前提とする判断が示されています。

このように、リース料債権が共益債権になるとのリース会社の主張には現在では理由がありませんので、再生債務者としては、リース料債権が全額につき再生債権に過ぎないことを説明し、必要な物件については、後述のとおり、別除権協定^{※8}の締結を目指すこととなります。

III 別除権協定

1 別除権者としての取扱い

前述のとおり、リース債権は再生手続開始決定により再生債権となりますが、リース債権者は、リース物件に担保権を有すると考えられるため、再生手続において、リース債権者は別除権者として処遇されます（法53条1項参照）。そして、別除権は、再生手続外で行使することができますので（同条2項）、リース会社は、リース契約の解除とリース物件の引き上げを主張することがあります^{※9}。

2 別除権者に対する対抗措置

リース債権者が別除権協定締結に向けた交渉に応じず、問答無用的にリース物件の引き上げを主張する場合、再生債務者にはど

のような手段が用意されているのでしょうか。

まず、再生手続開始申立後^{※10}、担保権実行中止命令^{※11}の申立てをすることが考えられます（法31条1項）。これにより、別除権協定の締結に向けた交渉に必要な一定期間、担保権の実行を凍結させることができます。

また、交渉の結果、別除権協定の締結が不可能となった場合には、リース物件の処分価額^{※12}相当額の金銭を一括納付して、リース物件に存する担保権を消滅させることの許可を裁判所に対して求めることができます^{※13}（法148条）。

なお、ユーザーに民事再生手続開始申立等の事由が生じたことを理由として、リース契約を解除するとのファイナンス・リース契約における条項（倒産解除特約）は、再生債務者に、別除権協定締結の必要性に関する検討やリース債権者との交渉、担保権実行中止命令・担保権消滅請求等の検討をする時間を与えず、問答無用的にリース契約を解除する点で、民事再生法の強行法規範に反し、無効であると解されます^{※14}。

3 別除権協定に向けた交渉

再生債務者は、2で述べたような法制度の存在を前提に、場合によってはその一部を利用しつつ、別除権者と別除権協定締結に向けた交渉に臨むことになります。

ところで、リース債権者からは、交渉の過程で、残りリース料ベースでのリース契約の巻き直しや再リース契約締結の提案がされることがあります。

しかし、このような処理を採用すると、契約締結当初に必要なとされる資金は少額で済むものの、実質的に再生債権の全部又は一部が共益債権^{※15}に格上げされることになり、最終的には再生債務者の事業再生の重荷になります。したがって、リース契約の巻き直しによるリース債権の処理は、再生債務者にとって望ましいものではありません。

※1 民事再生手続開始の申立をした債務者を再生債務者と言います。

※2 共益債権は、民事再生手続によらず随時弁済できます（法121条1項）。

※3 再生手続開始決定時に、双方の債務の履行が完了していない双務契約については、再生債務者に履行か解除かの選択権が認められ（法49条1項）、再生債務者が履行を選択した場合には、相手方の債権が共益債権となります（同条4項）。

※4 この点、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約においては、ユーザーがリース物件の利用価値を全て使い切ることが予定されており、ノンフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約においては、リース期間終了後のリース物件に残存価値があることが予定されていますが、契約上予定された利用価値をユーザーが使い切るという点で、両者に差異はないと理解すべきです。

※5 再生債権は、原則として再生手続外で弁済することができず、再生計画に従って権利変更された額が弁済されることとなります（法85条1項）。

※6 最判平成7年4月14日（民集49巻4号1063頁）。

※7 最判平成20年12月16日（民集62巻10号2561頁）。

※8 再生債務者が別除権者に対して一定額を支払い、別除権者が担保権の全部又は一部を放棄することを内容とする、再生債務者と別除権者との合意を別除権協定と言います。

※9 特に、リース物件が自動車である場合などのように、リース物件の引き揚げが容易でリース物件と

しての資産としての劣化が早い場合には、リース会社は強硬に物件の引き揚げを主張します。

※10 再生手続開始決定後も含みます（前掲才口千晴他145頁）。

※11 なお、担保権実行中止命令は、担保権の実行としての競売に関する規定ですが、ファイナンス・リース契約にも類推適用されると解されます（前掲山本）。

※12 ファイナンス・リース契約においては、リース物件の利用価値に担保権が設定されていると考えられるため、「処分価額」（民事再生規則79条1項）とはどのような価額を指すのかが問題になります。リース債権者は最終的にリース物件を復帰させることにより担保権の実行を行うので、リース期間満了時のリース物件の残存価値の有無にかかわらず、「処分価額」もリース物件自体を競売により売却した場合の価額と等しくなるものと考えられます。

※13 ファイナンス・リースが担保権消滅請求の対象となることにつき、前掲大阪地判平成13年7月19日、東京地判平成15年12月22日（金法1705号50頁）等参照。

※14 前掲最判平成20年12月16日、岡正晶「判批」金法1876号44頁。

※15 再生手続開始決定後にリース契約を巻き直すこと、それにより発生するリース料債権は、共益債権となります（法119条2号）。

※16 スポンサー型の民事再生の場合、リース債権者は一括による弁済を期待しており、また、一括弁済であればリース債権者としても低価格での別除権協定締結に応じやすくなります。

そもそも、リース債権者が把握している担保価値は、リース物件の処分価額を上限とするものです。そのため、再生債務者としては、リース債権者との交渉に先立ち、リース物件の処分価額を査定したうえで、そこから物件の運び出し等に必要とされる費用を控除した価額をベースに、別除権協定の締結を目指

すこととなります。

さらに、スポンサーによる支援を前提とする民事再生の場合には、別除権協定によるリース債権者への弁済方法については、再生計画認可後の一括弁済によるべきです※16。したがって、スポンサー支援を検討する企業は、別除権者への支払を考慮したう

えで、抛出可能な金額を決定する必要があります。



橋本 孝史
(はしもと たかし)

カンボジア旅行にて

最近の判例から

「餅」の特許権に基づく侵害差止等請求事件

【はじめに】

今回は、側面に切り込みを入れた「切り餅」の特許を侵害されたとして、「越後製菓」が「佐藤食品工業」を訴えた裁判につき、佐藤食品による特許権の侵害を認めた控訴審の中間判決（知財高判平成23年9月7日・判時2144号121頁）をご紹介します。

【事案の概要】

原告は、切り餅の側面に水平方向の切り込みを入れることで、焼いて膨らんだ際に表面が破れることを防止する、という特許を2002年10月に出願し、2008年4月に登録されていました。一方で、被告は、側面だけでなく上下にも切り込みが入った切餅で、原告に後れて特許出願し、登録を果たしていました。原告は、この製品が自社の特許を侵害しているとして、被告製品の製造、譲渡等の差止め並びに被告製品およびその製造装置の廃棄と、約14億8000万円の損害賠償を求めて提訴しました。

【裁判の経緯】

原審（東京地判平成22年11月30日）は、被告製品は、本件発明の構成要件を充足せず、本件発明の技術的範囲に属するとは認められないとして、請求をいずれも棄却しました。これに対して、控訴審は、本件発明の技術的範囲に属するとして、特許権侵害を認める中間判決を下しました※1。

【検討】

1 技術的範囲の認定手法

本裁判では、原審と控訴審とで正反対の結論が下されました。もっとも、特許発明の技術的範囲の解釈方法については、原審も控訴審も基本的に同様の立場に立っています。

すなわち、本件の争点は、問題となる被告製品が、原告の特許発明の技術的範囲に属するか否かであるところ※2、特許発明の技術的範囲は、特許出願時の願書に添付する明細書と、特許請求の範囲の記載及び図面を考慮して解釈されます（特許法70条1項、2項）。特許請求の範囲は、「クレーム」と呼ばれ、請求項に区分し、請求ごとに、発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載せねばなりません（特許法36条5項）。このように、文言による解釈が原則となりますが、多義的な解釈が可能な場合には、出願経過等も参考にすることがあります※3。そして、特許は特許請求の範囲に記載された構成要件によって全体として規定されるところ、特許権侵害が成立するためには、原則として対象製品または方法が構成要件のすべてを満たす必要があります。

2 本事案における判断

本判決で問題になったのは、原告の特許請求の範囲に記載された請求項の「…切餅の載置底面又は平坦上面ではなく…側周表面に、…切り込み部又は溝部を設け」という部分です※4。

上記請求項につき、載置底面又は平坦上面に切り込み部等を設けることを除外する意味を有すると理解した原審に対し、控訴審は、「載置底面又は平坦上面ではなく」との記載は、「側周表面」を特定するための記載であり、被告製品は本件発明の技術的範囲に属するものと判断しました。

3 解釈のポイント

原審と控訴審で解釈が分かれたポイントは、特許請求の範囲の記載中の句読点の位置でした。

本中間判決では、問題となった請求項を上記のように解釈した根拠として、次のように述べています。「『載置底面又は平坦上面ではなく』との記載部分の直後に、『この小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に』との記載部分が、読点が付されることなく続いているのであって、そのような構文に照らすならば、『載置底面又は平坦上面ではなく』との記載部分は、その直後の『この小片餅体の上側表面部の立直側面である』との記載部分とともに、「側周表面」を修飾しているものと理解するのが自然である。つまり、『載置底面又は平坦上面ではなく』との記載部分は越後製菓の技術的特徴ではなく、単なる修飾にすぎず、「側面に切り込みを設けること」だけに技術的特徴がある、という解釈です。

4 均等論

本件では、原告は原審で均等論を主張せ

※1 特許侵害訴訟では、被告製品の製造販売が、原告の特許権侵害に該当するかを審理する「侵害論」と、その侵害行為により生じた損害の額を審理する「損害論」との二段構えで進められるのが一般的で、本中間判決は、前者（侵害の成否）についての判断が示されたものです。中間判決後、越後製菓は59億4千万円に請求額を引き上げ、平成24年3月22日、知財高裁は、約8億円の損害賠償および差止めを認める控訴審判決を下しています。

※2 特許権は、発明という無体物を対象としているため、その権利の及ぶ範囲が明確でなく、しばしばその範囲が争われます。

※3 さらに、後述のように、一定の場合には文言を拡張した解釈がなされることがあります。

※4 これは、切餅のどの部分に切り込みを入れるかという問題であり、原告の発明内容は、餅の中身の噴出を防ぐために、製造時に側周に一周するような切り込みを入れるというものでした。これに対し、被告の発明内容は、切餅の側面に加え、上下面に十字形の切り込みを入れるというものであり、このような製品が、上記請求項の特許発明の技術的範囲に属するか否かの解釈において、判断が分かれたのです。

事務所旅行 ～カンボジア～

3月に、事務所旅行に行ってきました。行き先はカンボジア！ アンコールワット遺跡群を巡る旅です。個人的に、一度は訪れてみたかった場所ということもあり、とても楽しみにしていました。

まだ寒さの残る日本を飛び立ち、降り立ったカンボジアの地は汗のにじみ出る暑さ！ しかし異国に来たのだという感覚が沸き、これから始まるカンボジア滞在に期待が高まります。

2日間を通して、数々の遺跡を巡りました。アンコールトムの南大門に始まり、バイヨン寺院、象のテラス…。見所が非常に多くお伝えしきれず残念ですが、どれも素晴らしく、迫力に圧倒されました。石を積み上げて築かれた寺院、細かく施された彫刻…1000年以上も前のものもあるそうで、その時代にこれほどのものを造り上げた、その財力やすさまじい労働力、そしてこの地で営まれていた生活を思うと、感慨深いものがありました。木の根に埋もれている遺跡等もあり、全てが完全な姿で残っている訳ではないのですが、それがまた独特の雰囲気を感じ出している様に思います。また、気球に乗って上空から景色を一望し、その敷地の広大さをさらに実感することもできました。アンコール寺院より見た朝日の幻想的な景色はとても印象に残っています。

そして旅の楽しみのひとつである食！カンボジア料理はあまりなじみがなかったのですが、スパイシー過ぎず、食べやすい味付けでとてもおいしかったです！「カンボジアビール」なるものもあり、暑さと開放的な気分が普段よりお酒も進んだのでは！

私はお酒は飲めないのですが、カンボジア通の苗村お勧めの龍眼という果実がお気に入りでした。

さらにはマーケットでの買い物、女性陣はエステを堪能したり、蛇を首に巻いたり…内容の濃い充実した旅でした。現在、事務所には苗村が選んだ商業の神ガネーシャが飾られています。事務所にお越しの際はぜひご覧になってください。



象に乗って散歩♪



アンコール寺院からの幻想的な朝日。感動!!



遺跡の前で思い出の1枚

暑かったね～。
でもみんなにアジア文化の最高峰を見てもらえてよかったです(苗)

えで重要な理論のひとつとなっています。

【終わりに】

均等論は、第三者の予見可能性を退けてまで、特許出願人のクレーム記載不備を救済するかどうかという問題です。均等論による特許発明の保護は依然慎重にならざるをえず、均等侵害が肯定された裁判例^{※6}は、それほど多くありません。やはり、権利解釈上、クレーム文言が最も重要であることは言うまでもないのです。クレームの記載にあたっては、解釈に幅をもたせず、かつ無用な限定とならないように、簡潔で明快な記載が求められることを、本判決から学ぶことができるのではないのでしょうか。



西村 真由美
(にしむら まゆみ)

カンボジア旅行にて

※5 最三判平成10年2月24日・民集第52巻1号113頁(ボルスブライン軸受事件)。

※6 均等侵害を肯定した裁判例としては、東京高判平成12年10月26日・例時1738号97頁(生海苔の異物除去機特許侵害事件)、大阪高判平成13年4月19日・判工(2期)2311の500頁(ペン型注射器事件)等があります。

さらに詳しい内容は、弁護士法人 苗村法律事務所のホームページにアクセスください。

ず、控訴審において初めて追加し主張したのですが、控訴審は、文言解釈により侵害ありと判断したため、均等論についての判断はなされませんでした。

均等論とは、対象製品に文言侵害がないとされた場合でも、一定の要件を充足すれば、対象製品は特許発明の構成と実質的同一と評価されるとして特許権を及ぼせる理論です。特許権の禁止権の及ぶ範囲を拡張する理論として、古くから米国で認められてきた考え方でしたが、日本では最近になって最高裁^{※5}により認められました。従来、日本では、文言侵害を厳格に妥当させることが要求されていました。クレームには公示機能(特許法70条)があり、クレームを信頼して実施した第三者にとって、予見可能性・法的安定性が高いというメリットがあるからです。しかし、日本の先進化に伴い、パイオニア発明の保護が求められるようになると、保護範囲を文言の範囲内のみとする従来の考えは衡平の原則に反する場合を含むといわれるようになり、こうした意識を背景に均等論が登場しました。

本事例では、仮に文言侵害が否定されたとして、均等論が必ずしも意味を持つかは定かではありませんが、特許権侵害を考えるう

「苗村法律事務所主催セミナー」のご案内

「米国市場におけるビジネスと法的注意点」

平成24年8月30日(木) 14時00分～16時00分
(受付13時30分より)

【会場】東京・丸の内パシフィックセンチュリープレイス

【講師】弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

【参加費】無料

【申込締切日】平成24年8月22日(水)

【お問い合わせ・お申込み】苗村法律事務所(TEL:06-4709-1170)までご連絡ください

米国でのビジネスにおける契約の心構え、製造物責任の厳しさや注意すべき刑事法などについてお話しします。

<http://www.namura-law.jp>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL: 06-4709-1170 FAX: 06-4709-0131

受付時間/9:00～18:00

東京事務所

〒100-6208

東京都千代田区丸の内1丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス 8階

※地下鉄丸の内線「東京駅」八重洲口より徒歩2分

TEL: 03-6860-8325 FAX: 03-6860-8560

受付時間/9:00～18:00

